

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 9 月 29 日
株式会社リバイブル
代表取締役 尾形優
問合せ先： 取締役管理部長 中村安幸
03-6206-9318
URL： <https://www.rebible.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとして、お客さま、お取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと良好な関係を構築しつつ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うことにより、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上を目指しております。コーポレート・ガバナンスの体制を整備し、適切に運用することが、企業の責務であり、かつ、成長に不可欠な要素であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
尾形 優	230,900	69.97
水越 聖	99,000	30.00
株式会社レオ・コーポレーション	100	0.03

支配株主名	尾形 優
-------	------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	6 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引は原則として行いませんが、取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引は、取締役会の承認を必要とすることで適時に把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機構構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】 更新

定款上の取締役の員数	5名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上 輝男	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 輝男	—	—	同氏は、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、経営全般に対する適切な助言をいただけるとの判断から選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】 更新

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、内部監査担当および監査法人との連携を図っており、それぞれが行った監査の実 施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を行う三様監査を行い、各監査の実効性の確保に努めております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
添田 繁永	公認会計士													
清水 誠一	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
添田 繁永	—	—	同氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かし、主に経営の重要事項の決定及び業務執行を監督していただくことを期待して監査役に選任しております。
清水 誠一	—	—	同氏は、不動産業界に対する深い知見と財務および経営企画の業務経験、他社監査役就任時における IPO 実施経験を踏まえた監査役業務の役割を期待するため、監査役としての選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	該当事項はありません。
-----------------	-------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当事項に関する補足説明

取締役報酬の総額および対象となる役員の員数については、発行者情報で開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会で承認された役員報酬の限度内で、過年度の報酬実績、個々の役割、管掌部門の業務執行状況に鑑みて、取締役会の決議による委任に基づき、取締役報酬については代表取締役尾形優が、監査役報酬については監査役が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、管理部が随時必要な情報共有に努め、取締役会付議事項については開催前に議案資料を提示し説明することにより審議を深め、社外監査役の監督機能が有効になるようサポート体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 取締役会・取締役の体制

取締役会は取締役4名で構成されており、月に1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。監査役の出席の下、各取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性を確保するため、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役2名で構成されております。監査役は取締役会に出席し、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監視するとともに、適宜必要な意見を述べています。また、監査法人及び内部監査部門と連携を図ることにより監査機能を強化しております。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役直轄の社長室が事務局となって、代表取締役の指名を受けた内部監査担当者(6名)が内部監査を実施しております。内部監査は、他部署の内部監査担当者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。内部監査担当者は、潜在するビジネスリスクの低減に向けた内部監査を実施しており、内部監査業務の実効性の向上に努めております。また、内部監査従事者は監査役及び監査法人と情報交換を図る等、密接に連携しながら内部統制機能の充実に努めております。

(4) 会計監査

当社は、監査法人FRIQと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年6月期において監査を執行した公認会計士は笠原寿敦氏、佐藤涼氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、その他2名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(5) リスク管理体制

当社は、リスク管理とコンプライアンスの推進を目的としたリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、社内リスク及びコンプライアンスに関する報告を定期的に受け、リスク管理に関する計画や方針の策定と実施の監督のほか、法令や内部規程への適合状況の監視と報告、リスクの特定、評価、および緩和策の提案を行っております。

(6) 責任免除

当社は、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役及び監査役(監査役であった者を含む)の負う同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

(7) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、社外取締役1名及び社外監査役2名とは、善意かつ重大な過失がないときは、当社の定款の規定に基づき賠償責任の限度額を、法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主総会、取締役会、監査役を設置し、機動的かつ合理的な意思決定や業務遂行を行うとともに、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役により、経営に対する牽制・監督機能を図る体制としております。当社の企業規模、事業内容等を勘案しますと、経営の効率性及び妥当性の監視機能において取締役が相互に監視し、かつ、社外監査役の意見を参考にすることにより、経営監視機能の実効性は確保しているものと考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み 更新

	補足説明
実施していない	株主数が少なく、その属性が役員で占められているため、特段の取組みは行っておりませんが、今後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページにIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された決算情報、発行情報、決算説明資料等について掲載していく予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部にて対応いたしております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、子会社を含む当社グループの業務の適正を確保するための体制を次のとおりとしております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役の業務執行に関するリスク及びコンプライアンス違反に関して「コンプライアンス管理規程」で定めるほか、取締役及び監査役を委員とする「リスク・コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンスを含むリスク状況の把握を行っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令並びに情報の保存及び管理に関する社内規程に従い適切にその保存と管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、各業務における社内規程に則った業務運営の他、取締役又は取締役会への適時の報告によりリスク未然防止を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定例的に開催しております。取締役会は経営方針及び重要な意思決定と業務執行に関する監督等を行う機関として、会社の重要事項を決定します。なお、取締役の職務については「取締役会規程」及び「組織規程」でその職務を定めております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令違反等の禁止について「コンプライアンス管理規程」において定め、「内部通報規程」及び「内部通報マニュアル」により、使用人がリスクの発生又はその可能性を知ったとき、法令違反やハラスメント等を見聞きしたときは、報告又は通報を行う体制を確保し、また年1回コンプライアンス研修を行い徹底しております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役が業務執行における意思決定の過程及び執行状況を把握するため、取締役会に出席して議案資料を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を確保しております。

なお、当社には監査役の職務を補助すべき専属の使用人はおりませんが、必要に応じて、業務から独立して監査役の補助を行う使用人を置くこととします。当該使用人の人事等にあつては、取締役

と監査役が協議のうえ決定するものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法令事項のみならず当社グループに重大な影響を及ぼす事項について遅滞なく報告します。なお、内部通報規程により、当該報告を行った者が、当該報告を理由に不利な取扱いを受けないこととしております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の支払等の処理を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を以下のとおり定めております。また、「反社会的勢力調査マニュアル」および「反社会的勢力不当要求対応マニュアル」により、管理部が統括部署となって反社会的勢力との関係排除を徹底しております。

(基本的な考え方)

1. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する取締役及び従業員（以下、「役職員」という。）の安全を確保しなければならない。
2. 役職員は、平素から警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築しなければならない。
3. 役職員は、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断しなければならない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶しなければならない。取引先と契約締結に当たり、反社会的勢力排除条項を盛り込むこととする。
4. 反社会的勢力による不当要求に関しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うことを躊躇してはならない。
5. 反社会的勢力に対しては、裏取引や資金提供は絶対に行ってはならない。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

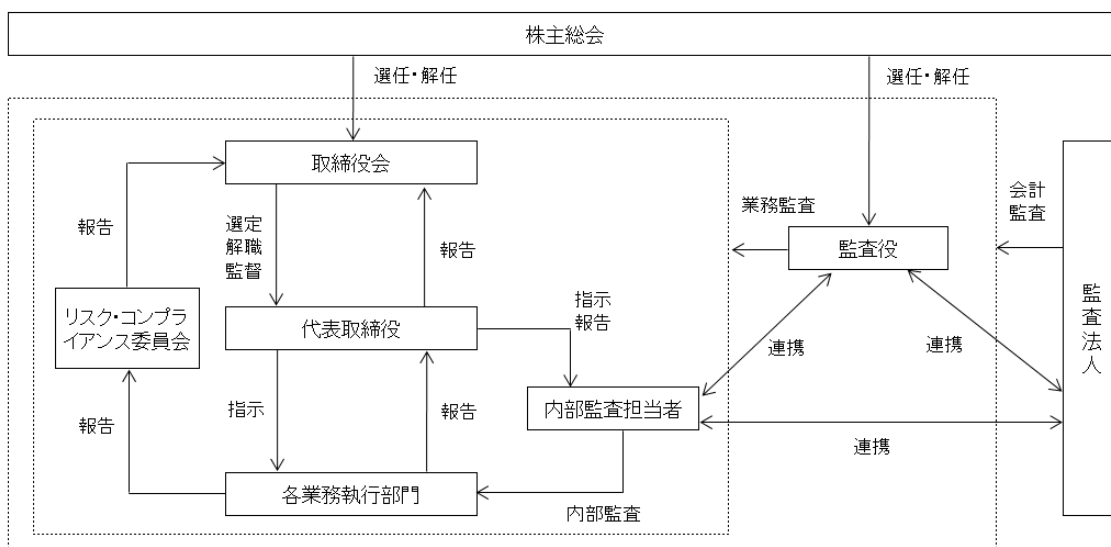
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

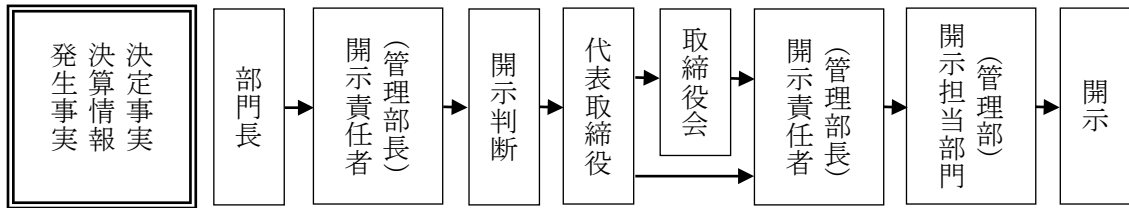
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示フローは次のとおりです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上